

平成30年4月24日



飯山市農業委員会議事録

平成30年4月
農業委員会議事録

飯山市農業委員会

平成30年4月24日



飯山市農業委員会議事録

平成30年4月農業委員会議事内容

日 時 平成30年4月24日（火） 午後2時00分開会

場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議 長 松永 晋一 農業委員長

議事録署名委員 議席番号17番 今井 寛 委員
議席番号18番 月岡 信一 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明書について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の
受理について
報告第2号 農用地利用配分計画 案 について



飯山市農業委員会議事録

別紙

出欠		氏名	備考
	1		
出席	2	小野沢 純夫	
出席	3	石澤 與一郎	
出席	4	沼田 浩子	
	5		
出席	6	酒井 智恵子	
出席	7	荻原 育夫	
出席	8	大口 今朝志	
出席	9	小嶋 秀典	
出席	10	増山 正一	
出席	11	小林 喜代春	
出席	12	服部 彰夫	
出席	13	佐藤 弘子	
出席	14	渡邊 照一郎	
出席	15	渡邊 敬一	
出席	16	丸山 和義	
出席	17	今井 寛	
出席	18	月岡 信一	
出席	19	松永 晋一	



飯山市農業委員会議事録

議長	<p>議事録署名人の指名はこちらで指名させていただきます。</p> <p>議席番号 17 番 今井 寛 委員 議席番号 18 番 月岡 信一 委員</p> <p>それでは農地議案審議に入ります。</p>
議長	<p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第 1 号 所有権移転 No.1～No.3 議案書をもとに朗読】</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
議長	<p>説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。また、担当地区の委員さんから補足等ありましたらお願いします。</p>
4 番	<p>No.1 と No.2 はお互いの都合により交換ですので、農業をやってらっしゃる方同士の交換ですので、問題ないと思います。</p>
3 番	<p>No.3 の譲渡人は農業ができないということで、逆に譲受人の方ですけども、〇〇地区に農地を持っていて、農業経営をしているということです。農地ですけども地図を見てください。当該農地の左下に〇〇という家屋がございますが、これが譲受人の息子さんの家です。この当該農地の一帯は現在アスパラを耕作しています。この一帯を規模拡大という事で購入という事です。これにつきましては問題ないと思います。</p>
議長	<p>説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
議長	<p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について農業委員会は許可するという事で、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について農業委員会は許可することに決定します。</p> <p>続いて議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第 2 号 No.1 議案書をもとに朗読】</p> <p>都市計画区域内の用途区域になりまして、第 1 種低層住宅専用地域ということで第 3 種農地ということでございます。</p>
議長	<p>説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお</p>



飯山市農業委員会議事録

	<p>願います。また、担当地区の委員さんから補足等ありましたら願います。</p>
<p>18 番</p>	<p>No.1 は事務局から説明があった通りですが、第3種農地ということで、宅地の中にある農地という事で問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたら願います。</p>
<p>議長</p>	<p>(意見・質問なし)</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について原案通り許可相当に賛成の方の挙手をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>事務局</p>	<p>では、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について原案の通り許可相当として県知事に意見を送付します。 続いて、議案第3号農用地利用集積計画の決定について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第2号 No.139～No169 議案書をもとに朗読】 【議案第2号 中間管理権の設定 No.170～No173 所有権移転 No.174～No178 議案書をもとに朗読】 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたら願います。</p>
<p>議長</p>	<p>(意見・質問なし)</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、それでは議案第3号農用地利用集積計画の決定について農業委員会は決定するという事で、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第3号農用地利用集積の決定について農業委員会は決定する。 続いて、議案第4号農地法第3条第1項目的の買受適格証明書について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第4号 No.1 議案書をもとに朗読】(申請者に農地の買受資格があるか。併せて、事務処理の迅速化を図るため、買受人となり農地法第3条の許可申請を提出した場合において、農業委員会の会長が買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた時を除き、許可をしても差し支えないか2点を審議いただくことを説明。)</p>



飯山市農業委員会議事録

議長	担当地区の委員さんから補足等ありましたらお願いします。
14 番	地図を見ていただきたいと思いますが、住宅のある宅地と隣接する農地です。申請者は主にきのこをやっておりまして、自家用野菜の栽培はしておりますけれども、農地の多くは作業委託しています。購入できれば荒らさないようにするということですので、適格者だと思います。
議長	現状は荒れているんですか。
14 番	畑にはなっていました。何を作るか分からなかったですけど。
議長	説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。 (意見・質問なし)
議長	それでは議案第4号農地法第3条第1項目的の買受適格証明書について、意義なしという事で賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	それでは、議案第4号農地法第3条第1項目的の買受適格証明書について農業委員会は決定する。 続いての報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第2号農用地利用配分計画 案 については報告事項ですので、各自確認をお願いします。 何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。 (意見・質問なし)
議長	特別ご意見無いようですので、これをもちまして農地議案審議を終了します。

